

市橋克哉先生は、本年3月をもって、名古屋大学教授の職を退かれました。
ここに同先生の肖像を掲げて、多年にわたる本研究科へのご貢献に対し、
厚く感謝の意を表します。

名古屋大学大学院法学研究科



市橋 克哉 先生

惜別の辞

市橋克哉先生は、2020年3月末に名古屋大学を退職された。1983年4月に法学部助手に採用されて以来40年近くの長きにわたって、先生は、名古屋大学の法学研究科そして大学全体の運営のために尽力をなされた。研究者として研究成果を教授するのみならず、法政国際教育協力研究センター長や副総長、理事といった複数の職を担当してこられた。

学外においても、広範囲に及ぶ行政の事務事業を専門家の見地から検証する審議会委員として公正な行政運営の実現に貢献された。加えて、ウズベキスタン等の国外における行政法分野の法整備支援に関しては、国内外の諸機関や研究者・実務家からの信頼を得ておられた。

先生のご活躍のいわば原点といってよい研究業績は、「ソ連邦における行政にたいする司法審査(1)・(2・完) —1977年ソ連憲法と行政裁判—」名古屋大学法政論集96号305頁以下・97号138頁以下(1983年)である。なぜソビエト行政法が学問研究の対象でなければならなかったのか、このことは、当時の時代状況を知らない世代の教員や学生が、市橋先生に対して、おそらく最初に抱く興味関心であろう。

19世紀半ば以降においてそれまでとは異なる対立や矛盾が生まれて、その後の紆余曲折を経た20世紀の人類の歴史において、最も注目されていたのは社会主義国の動向であった。このことは日本の法学においても同様であった(たとえば、入門書の一つである稲子恒夫『ソビエト法入門』(法律文化社)の初版は、1965年に刊行されていた)。俯瞰すれば、二度の悲惨な大戦を経験した国際的世論が、資本主義と社会主義、ヨーロッパとアジア、戦勝国と敗戦国という相違をこえて、どのように規範化しているのかが問われていたのである(長谷川正安「比較憲法について」法律時報臨増・憲法30年の理論と展望342頁以下(1977年))。

地理的には、中国、ベトナムや当時のソビエトとアメリカとの中間地点に位置しながら、アメリカとのみ特殊な関係を取り結んでいるのが、日本という国家の実像である。この国における行政法の特質を浮き彫りにしようとするのであれば、西欧の資本主義国を学問研究の対象とすることの意味は何か、反対に問われるのではないだろうか。

それはともかく、ソビエト行政法の学問研究から研究者としての活動を開始された市橋先生のご研究は、当時の時代状況における学問的意義に加えて、その存在理由を、東西冷戦構造の崩壊後のいわゆるグローバル化の時代区分において、一層はっきりと示すこととなった。まず、先進資本主義国の行政法に共通する「暗転」を契機として、社会主義国の行政法を学問研究の対象としてこられた先生が目からみて、社会体制の違いにかかわらず共時性を有するグローバル化が、先進資本主義国の一つである日本の行政法に、どのように及んでいると把握されるのであろうか。

これを「現代法」というかどうかはともかく、社会に介入する国家「行政」の「公共性」をめぐる展開する熾烈なせめぎあいが、行政法の解釈においても、法的表現形態をまとめてあらわれることとなる。しかしながら、グローバルな規模で、企業が国外の投資家と消費者を獲得するための競争を繰り広げようになり、国家も、国内の労働者を顧慮することなく海外展開する企業活動にとっての規制緩和政策に転じた結果、国民生活に直結するような事務事業ですら、行政だけでは行えなくなり、協働さらにはネットワークが論じられるようになった。「行政」や「法」も、国家の外側で生成展開過程にあるその発見が意識されざるをえない。すでに10年ほど前の先生のご業績であるが、「グローバル化および私法と行政法の進化」法の科学42号27頁以下（2011年）は、「暗転」の否定的評価と同時に、新たな行政法現象に注目しており、先生はこれを「行政法」の「進化」と述べておられる。

次に、グローバル化が欧米や日本のような先進資本主義国とは異なる通時性を有する国々である、ウズベキスタン等のアジア諸国に及ぼしている影響は、市橋先生のような社会主義法を学問研究の対象としてこられた研究者に期待される新たな分析対象となった。たとえば、市民（公民）による異議（protest）等の要請を受けて、裁判所ではなく検事が機関や団体に再検討を求めるという「一般監督」の歴史を有する従来の法制が、個々の公務員から行政の法的責任追及へと転換あるいは飛躍するための諸条件は、それぞれの国の通時性と無関係ではない。

1990年代以降に名古屋大学の法学研究科が取り組んできた法整備支援研究に取り組むお一人として、市橋先生は、社会主義法を学問研究の対象としてこられた者として、（旧）社会主義諸国の行政法整備が避けられな

い「経路依存性」を指摘されるとともに、日本の行政法の研究者としても、法整備支援研究の成果をも内在化しつつ、同時に日本の行政法の経験を発信するという新たな比較行政法研究の途を開拓された。これらの内容は、学会報告である「行政法整備支援とその行政法学への示唆」国際開発研究 20 巻 2 号 35 頁以下（2011 年）において、はっきりと述べられている。

2017 年 10 月に公法学会からの指名を受けて、先生は、「非西欧諸国における法治主義」公法研究 80 号 90 頁以下（2018 年）と題するご報告をなさった。名古屋大学ではかねて意識されていたことではあったが、行政法の学界においても、西欧の資本主義国に共通している行政法の固定的な類型のなかで、日本の現状を分析しているだけでは、行政法の学問研究の再生産がそう遠くない時期に行き詰まり、危機を迎えるという意識が、広がりつつあるように思われる。

上述したことと同様の問題意識をもつ者が広範に存在するという事実は、2020 年 3 月 14 日に、「行政法における法治主義の見直しとその複線的な展開」と題する先生の最終講義の場が、証明するはずであった。ところが、新型コロナウイルス感染の拡大抑止への配慮を理由として、最終講義は行われなかった。それでも、国内外から、また様々な職域から、ご参加を予定しておられた多数の方から、それぞれ先生と過ごした時間を思いながら、あらためて感謝のお言葉を頂戴したことを、ここに記しておきたい。

2020 年 4 月からは名古屋経済大学で教鞭をおとりになっている先生とは、名古屋大学の私たちは、幸いにして今後もお会いする機会が多々あるだろう。先生にはご健康にくれぐれも注意されて、相変わらず多方面でご活躍になられるとともに、私たち名古屋大学の法学研究科のためにも、引き続きご助言をくださることを、心からお願い申し上げます。

市橋克哉先生 経歴と業績

【学歴】

- 1978年3月 名古屋大学法学部卒業
- 1978年4月 名古屋大学大学院法学研究科博士課程（前期）入学
- 1980年3月 同 修了
- 1980年4月 同 博士課程（後期）入学
- 1983年3月 同 単位取得満期退学

【職歴】

- 1983年4月 名古屋大学法学部助手
- 1984年4月 名古屋大学法学部助教授
- 1991年4月 名古屋大学法学部教授
- 1999年4月 名古屋大学大学院法学研究科教授
- 2004年4月 名古屋大学総長補佐
- 2007年4月 名古屋大学教育研究評議会評議員
- 2009年4月 名古屋大学総長補佐
- 2010年4月 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
- 2013年4月 名古屋大学副総長
- 2015年4月 名古屋大学理事
- 2017年4月 名古屋大学大学院法学研究科教授
- 2020年3月 定年退職

【研究業績】ただし、紙幅の関係で、著書および論文のうち、主たるものだけを掲載する。

(1) 著書

(共著) 市橋克哉・本多滝夫・榊原秀訓・平田和一・山田健吾・稲葉一将『アクチュアル行政法〔第3版〕(法律文化社、3-40頁、160-184頁、2020年)

(共著)「行政不服審査法第25条(執行停止)、第26条(執行停止の取消し)」室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫編『コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法 第3版』(日本評論社、422-436頁、2018年)

(共著)「行政法と行政法的基本原則」1-47頁、「確保行政実効性的の制度」、市橋克哉・本多滝夫・榊原秀訓・平田和一『日本現行行政法』192-220頁(中国法律出版社、2017年)

(共著)市橋克哉・本多滝夫・榊原秀訓・平田和一『アクチュアル行政法〔第2版〕(法律文化社、1-40頁、63-155頁、156-179頁、180-197頁、2015年)

(共著)「義務履行確保をめぐる司法権と行政権の相剋—行政法執行制度改革の方向性—」紙野健二・白藤博行・本多滝夫編『行政法の原理と展開 室井力先生追悼論文集』(法律文化社、37-57頁、2012年)

(共著)「第3章 条例及び規則」「第11章第4節 条例による事務処理の特例」村上順・白藤博行・人見剛編『新基本コンメンタール地方自治法』(日本評論社、63-82頁、453-457頁、2011年)

(共著)市橋克哉・本多滝夫・榊原秀訓・平田和一『アクチュアル行政法』(法律文化社、1-37頁、153-176頁、2010年)

(共著)「行政上の義務履行確保の手段」および「行政機関による行政争訟」紙野健二・市橋克哉編『資料 現代行政法(第3版)』(法律文化社、189-198頁、284-297頁、2008年)

(共著)「行政不服審査法改正と執行停止制度」、福家俊朗・本多滝夫編『行政不服審査制度の改革 国民のための制度のあり方』(日本評論社、108-121頁、2008年)

(Co-author) “Japanese Approach to Legal Assistance to Administrative Procedure Law in Uzbekistan”, M. N. Rustambaev (ed), “Administrative Law Reform in Uzbekistan Experiences and Problems from the Legal Viewpoint” (pp. 35-41, Tashkent State institute of Law, 2008).

(共著)「公の施設の指定管理者」、三橋良士明・榊原秀訓編著『行政民間化の公共性分析』

- (日本評論社、156-173 頁、2006 年)
- (共著)「行政不服審査法第 25 条(執行停止)、第 26 条(執行停止の取消し)」室井力・芝池義一・浜川清編『コンメンタール行政法Ⅱ 行政訴訟法・国家賠償法 第 2 版』(日本評論社、422-436 頁、2006 年)
- (共著)室井力編『新現代行政法入門(1) [補訂版]』(法律文化社、223-241 頁、2005 年)
- (共著)「新地方自治法と条例制定の新たな可能性」神長勲・紙野健二・市橋克哉編『公共性の法構造 室井力先生古稀記念論文集』(勁草書房、369-404 頁、2004 年)
- (共著)「普通地方公共団体の自治立法権」室井力・原野翹編「新現代地方自治法入門(第 2 版)」(法律文化社、191-214 頁、2003 年)
- (共著)西谷敏・笹倉秀夫編「新現代法入門」(法律文化社、183-203 頁、2002 年)
- (Соавтор) «Система права малого бизнеса Японии», Ташкентский государственный юридический институт, изд. «Реформа системы права малого бизнеса в Республике Узбекистан» (стр. 25-30, Издательство Ташкентского государственного юридического института, 2002).
- (共著)「行政上の義務履行確保の手段」室井力編『新現代行政法入門(1)』(法律文化社、223-241 頁、2001 年)
- (合著者)“日本行政處罰法”, 台灣行政法協會編輯:“台灣行政法學會研究評審會”(台灣行政法學會會員、225-235 頁、2001 年)
- (共著)「普通地方公共団体の自治立法権」室井力・原野翹編「新現代地方自治法入門」(法律文化社、181-204 頁、2000 年)
- (共著)室井力編『自治体情報公開のすすめ モデル条例とその活用』(26-97 頁、旬報社、1999 年)
- (共著)「『生涯学習体系』と社会教育法制」河合章・室井力編『教育基本法 歴史と研究』(211-235 頁、新日本出版、1998 年)
- (共著)「地方分権と法構造の変質一国の関与と紛争処理の仕組みをめぐる一」自治体問題研究所『地方分権の『歪み』 地方分権推進計画の検証』(27-33 頁、自治体研究社、1998 年)
- (共著)「モスクワ市の概要」ユーラシア研究所編『情報総覧 現代のロシア』(153-155 頁、大空社、1998 年)
- (共著)「旧ソ連およびロシアにおける行政処罰法制」藤田勇・杉浦一孝編『体制転換期のロシアの法改革』(法律文化社、243-262 頁、1998 年)
- (共著)「行政不服審査法第 25 条(執行停止)、第 26 条(執行停止の取消し)」室井力・

- 芝池義一・浜川清編『コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法』（日本評論社、1997年）
- （共著）「強まった国の権力的優位性」自治体問題研究所編『地方分権への提言』（37-46頁、自治体研究社、1997年）
- （共著）「行政上の義務履行確保の手段（Ⅱ 10）」および「行政事件訴訟（Ⅲ 15）」紙野健二・市橋克哉編『資料 現代行政法』（139-148頁、246-269頁、法律文化社、1996年）
- （共著）「不利益処分手続」室井力・紙野健二編『地方自治体と行政手続』（84-129頁、新日本法規、1996年）
- （共著）「条例及び規則」室井力・兼子仁編『基本法コンメンタール地方自治法〔第3版〕』（日本評論社、1995年）
- （共著）「行政上の義務履行確保の手段」室井力編『現代行政法入門（1）〔第4版〕』（213-229頁、法律文化社、1995年）
- （共著）「まちづくりの法律問題」加藤雅信編『現代日本の法と政治』（169-180頁、三省堂、1994年）
- （共著）「市民と行政」渡辺洋三・甲斐道太郎・広渡清吾・小森田秋夫編『日本社会と法』（岩波新書、184-202頁、1994年）
- （共著）「パレストロイカの挫折と新生ロシアのゆくえ」田口富久治・小野耕二編『講座 現代の政治学 第2巻 現代政治の体制と運動』（311-345頁、青木書店、1994年）
- （共著）室井力・市橋克哉編『基礎演習 行政法』（有斐閣、1993年）
- （共著）「条例及び規則」室井力・兼子仁編『基本法コンメンタール地方自治法〔第2版〕』（40-49頁、日本評論社、1992年）
- （共著）「普通地方公共団体の自治立法権」室井力・原野翹編『現代地方自治法入門 第2版』（162-193頁、法律文化社、1992年）
- （共著）「行政事件訴訟」室井力編『資料現代行政法Ⅰ』（法律文化社、1991年）
- （共著）「ソ連における行政訴訟改革」室井力先生還暦記念論集『現代行政法の理論』（法律文化社、489-517頁、1991年）
- （共著）「第7章 国家補償」室井力編『行政法100講』（学陽書房、175-188頁、1990年）
- （共著）「愛知県行政改革大綱の特徴と問題点」および「情報公開と行政改革－愛知県公文書公開条例の特徴と問題点」愛知県職員組合行政改革対策会議編『くらしと自治の創造 愛知県行政改革への提言』（東海自治体問題研究所、17-20頁、88-100頁、1987年）
- （共著）「現代の水行政と住民－都市河川の現状とその再生の課題－」名古屋大学テレ

- ビ公開講座編『水一人間とのかかわり』（名古屋大学、161頁-179頁、1987年）
- （共著）「行政事件訴訟法 25 条（執行停止）、26 条（事情変更による執行停止の取消し）、27 条（内閣総理大臣の異議）、28 条（執行停止等の管轄裁判所）、29 条（執行停止に関する規定の準用）」室井力・兼子仁編『基本法コンメンタール 行政救済法』（日本評論社、287-301 頁、1986 年）
- （共著）「普通地方公共団体の自治立法権」室井力・原野翹編『現代地方自治法入門』（法律文化社、142-171 頁、1985 年）

(2) 論文

- 「非西欧諸国における法治主義—アジア市場経済移行諸国における法治主義—」公法研究 80 号（90-99 頁、2018 年）
- 「ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性」ICD NEWS75 号（23-28 頁、2018 年）
- 「行政法整備支援からみた法の学識者人材の養成」法律時報 90 卷 3 号（48-54 頁、2018 年）
- 「行政轉型與日本訴願制度之最新修正（上）・（下）」司法週刊 1802、2-3 頁（2016.6.8）、1803 号 2-3 頁（2016.6.17）
- 「行政上之義務履行確保制度—日本行政秩序罰制度之改革：從程序法之觀點」司法週刊 1792 号 2-3 頁（2016.4.1）
- 「行政の変化と行政不服審査法の改正—多治見市是正請求審査会の経験を踏まえて」自治研究 90 卷 12 号（33-55 頁、2014 年）
- 「名古屋大学と法学教育による法整備支援」法学セミナー 58 卷 9 号（30-32 頁、2013 年）
- 「行政法上のエンフォースメント—行政上の秩序罰について：手続法の視点から」法律時報 85 卷 12 号（32-37 頁、2013 年）
- 「日本における行政手続の進化—国家、市場および社会との関係—、名古屋大学法政論集 245 号（173-192 頁、2012 年）
- 「行政法整備支援とその行政法学への示唆」国際開発研究第 20 卷 第 2 号（35-47 頁、2011 年）
- 「グローバル化および私化と行政法の進化」法の科学 42 号（27-39 頁、2011 年）
- 「法整備支援からみた新比較行政法学の展開」比較法研究 72 号（170-176 頁、2011 年）
- 「行政法整備支援の『メタ理論』と比較行政法への示唆」法律時報 82 卷 12 号（106-111 頁、2010 年）
- 「市場経済移行諸国における行政法の基礎理論」『2008 年度法整備支援戦略の研究』名

- 古屋大学大学院法学研究科・名古屋大学法政国際教育協力研究センター（13-22 頁、2010 年）
- 「事態対処法制と災害対策法制－そのはざまの問題」法律時報 81 巻 9 号（36-41 頁、2009 年）
- 「ウズベキスタンにおける行政法改革」名古屋大学法政論集 225 号（321-350 頁、2008 年）
- Японский подход к реформе института административных процедур в Узбекистане / Ред.: М. Х. Рустамбаев и др. Административная реформа в республике Узбекистан: Опыт и проблемы правового регулирования / Ташкент: KONSAUDITINFORM-NASHR, С . 63-70, 2008
- 「日本における行政罰制度改革の方向性—行政権の強化に向かうか、司法権の強化に向かうか」東呉公法論叢第 1 号（81-119 頁、2007 年）
- 「市場経済移行国における法改革と法整備支援—ウズベキスタンを素材にして—」鮎京正訓編『研究成果報告書第 1 巻開発援助としてのアジア法整備支援』（349-368 頁、2007 年）
- 「国立大学の法人化」公法研究 68 号（160-179 頁、2006 年）
- “Law and Legal Assistance in Uzbekistan”The Role of Law in Development, Past, Present and Future (Nagoya University CALE Books), pp. 41-49, 2005.
- 「日本の環境行政与行政程序」月旦法学第 104 号（38-44 頁、2004 年）
- «Структура правительства в Японии», «Закон и жизнь» Министерства юстиции Узбекистана (2 июля 2002 г., стр. 1)
- 「新地方自治法と条例制定の可能性 (1)－(6・完)」住民と自治 452 号 68-71 頁 (2000 年)、453 号 58-62 頁、454 号 72-76 頁、455 号 74-79 頁、456 号 72-77 頁 (2001 年)
- 「情報公開条例こうしてつくる」住民と自治 437 号 66-69 頁 (1999 年)
- 「憲法・地方自治法における地方議会の位置づけ」住民と自治 432 号 12-25 頁 (1999 年)
- 「周辺事態措置法案と地方公共団体の協力」法律時報 71 巻 1 号 55-59 頁 (1999 年)
- 「中央省庁の再編問題」学術の動向 3 巻 9 号 10-15 頁 (1998 年)
- 「日本国家の力能再編－行政改革、地方分権、規制緩和をどうみるか－」法の科学 27 号 25-40 頁 (1998 年)
- 「最近の行政裁判例からみたゴミ問題」法学セミナー 523 号 33-36 頁 (1998 年)
- 「文献案内 行政法」別冊法学セミナー・法学入門 41 頁 (1998 年)
- 「省庁再編」法律時報 70 巻 3 号 61-65 頁 (1998 年)
- 「住民自治の内実を欠く自治なき分権」住民と自治 417 号 11-14 頁 (1998 年)

- 「地方自治からみたごみ問題－市町村の『権限なき行政』とその克服を目指す試み」法学セミナー 511号 30-33頁（1997年）
- 「行政罰—行政刑罰、通告処分、過料—」公法研究 58号 233-245頁（1996年）
- 「沖縄問題と地方分権」法律時報 68巻 12号 27-32頁（1996年）
- 「地方分権推進委員会の『中間報告』を読む」住民と自治 398号 9-19頁（1996年）
- 「日本行政処罰法」行政法研究 1995年第2期 78-86頁（1995年）
- 「地方分権推進法案を読む」住民と自治 385号 84-89頁（1995年）
- 「民訴法改正と行政事件訴訟法改正」自由と正義 45巻 6号 71-78頁（1994年）
- 「自治体は国に代わってNOx規制ができるか」法学セミナー 467号 48-50頁（1993年）
- 「日本の行政処罰法」名古屋大学法政論集 149号 109-128頁（1993年）
- 「社会主義国の行政手続法の概要と特色」法律時報 65巻 6号 87-89頁（1993年）
- 「民訴法『改正』と行政訴訟」法と民主主義 9号 3-7頁（1992年）
- 「エリツィン大統領の『レッド・パーズ』」行財政研究 10号 41-42頁（1991年）
- 「法律学ガイダンス 行政法」法学セミナー増刊法学入門 114-118頁（1991年）
- 「注目集める掛川市生涯学習土地条例」GYOSEI EX 7号 7-10頁（1991年）
- 「地労委の労働者委員推薦制度と労働組合の原告適格」行財政研究 9号 42-47頁（1991年）
- 「ペレストロイカの変容とソビエト法」法律時報 62巻 12号 14-20頁（1990年）
- 「団結するソ連の弁護士たち」名古屋法曹フォーラム 7号 11-14頁（1990年）
- 「連邦憲法の改正とソビエト制度改革」名古屋大学法政論集 130号 137-179頁（1990年）
- 「大規模災害への法的対応（ソ連）」比較法研究 51号 48-58頁
- 「生活権補償の性格」成田頼明編『行政法の争点（新版）』270-271頁（1990年）
- 「特集 基礎ゼミ行政法 第9講 立入検査にもいろいろある、第10講 行政処分や行政指導に従わないと？」法学セミナー 397号 53-58頁（1988年）
- 「行政訴訟の現況とその実効性」法の科学 15号 日本評論社 49-69頁（1987年）
- 「公務員の労働法上の地位」園部逸夫編『法学ガイド 行政法』日本評論社、120-121頁（1987年）
- 「地方自治の焦点と論点 連載 15 諮問行政－地方自治法から見た地方自治体の審議会」法学セミナー 392号 80-81頁（1987年）
- 「地方自治の焦点と論点 連載 12 情報公開－適用除外規定の規律のあり方」法学セミナー 389号 104-105頁（1987年）
- 「地方自治の焦点と論点 連載 5 要綱・行政指導」法学セミナー 381号 146-147頁（1986年）
- 「都市計画と環境アセスメント」名古屋弁護士会会報 290号 26-28頁（1985年）

「ソ連における政策形成過程と法律家」比較法研究 46号 184-192頁（1984年）

「ソ連邦における行政に対する司法審査－1977年ソ連憲法と行政裁判―（1）・（2・完）」

名古屋大学法政論集 96号 305-370頁、97号 138-200頁（1983年）

「ソ連における行政の司法審査－1977年憲法 58条 2項をめぐって―」社会主義法研究

年報 6号 198-219頁（1981年）

